

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県教育委員会組織条例		
条 例 番 号	平成 11 年神奈川県条例第 39 号	法 規 集	第 14 編第 1 章
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 条ただし書の規定に基づき、神奈川県教育委員会の委員の人数について定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔 現在でも 必要な条 例か。〕	本県における教育委員会の果たす役割の重要性を踏まえると、多様な分野からの委員の選任が必要である。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 条において 5 人とされている教育委員会の人数を 6 人以上とするためには、条例を定める必要があることから、委員を 6 人と定める本条例は必要である。	
	有効性 〔 現行の内 容で課題 が解決で きるか。〕	6 人の委員で構成されている教育委員会は、様々な分野の教育問題に対応が可能となっており、有効に機能している。	開催状況 平成 20 年度 15 回
	効率性 〔 現行の内 容で効率 的といえ るか。〕	委員の数は、教育委員会の運営等に必要最小限の定数であり、効率的に運営している。	
	基本方針適合性 〔 県政の基 本的な方 針に適合 している か。〕	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の委員の人数を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 〔 憲法、法令 に抵触し ないか。〕	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の委員の人数を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、現時点における課題は見受けられない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>